

## 多 度 津 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和2年7月17日午前8時55分より午前9時48分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- |       |  |
|-------|--|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について（報告）     |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                     |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について                     |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 報告    | その他                                      |

出席状況

出席委員

農業委員（14名）

議長	秋山	義充
職務代理者（2番）	土田	敏雄
職務代理者（3番）	大山	島弘
4番委員	山崎	義行
5番委員	斯波	明美
6番委員	塩入	達彦
7番委員	西山	正美
8番委員	亀山	均
9番委員	大谷	泰則
10番委員	三野	敏彦
11番委員	横關	幹夫
12番委員	矢野	和幸
13番委員	松浦	俊正
14番委員	中村	稔

農地利用最適化推進委員（7名）

1番委員	堀家	徹
2番委員	塚本	繁造
3番委員	大西	和芳
4番委員	山地	正夫
5番委員	松岡	安男
6番委員	篠原	壽雄
7番委員	村井	文数
8番委員	松井	求

欠席委員

農業委員（0名）

農地利用最適化推進委員（0名）

農業委員会事務局職員

事務局長	亀山	佳久
農地係長	吉田	清司
主任主事	中西	祐太

## 審 議 内 容

事務局長

おはようございます。

ただいまから多度津町農業委員会定例会を開会いたします。

初めに、秋山会長よりご挨拶申し上げます。

会長

おはようございます。

きょうもどんよりしておりますが、委員の皆様方には何かとご多用の中、ご出席いただきまして御礼を申し上げます。

梅雨のほうも、もう明けるかというように言われとったんですが、ここに来て少し高気圧の影響で延びるかもというような話もございます。梅雨ということで、おてんとうさんに任せてということで。

きょうはいつごろ結果が出たのか、新型コロナの観音寺、三豊、土庄という新しい、それまでに来てないわけでございますから、こういう時代、ウィズコロナということで、もう当分2年、3年は覚悟せなというような雰囲気になっています。お互いに、活動も中心にコロナを置いてということになるかと思いますが、今後ともよろしく願い申し上げます。

それでは、早速でございますが開会いたしたいと思えます。よろしくご審議いただきたくと思えます。本日はどうもありがとうございます。

事務局長

ありがとうございました。

続きまして、本日の出欠状況についてですが、本日は農業委員14人中14人が出席していますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長が議長となり議事を整理することになっていますので、秋山会長にお願いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長

それでは、続けさせていただきます。

まず、署名委員の選出でございますが、例によりまして私のほうより指名させていただきます。5番の斯波委員さん、6番の塩入委員さん、よろしくお願ひいたします。

それから、昨日の小委員会の報告のほうを西山委員さん、よろしくお願ひいたします。

7番委員

昨日、第2号議案、第3号議案による申請の地区を回ってまいりました。別段問題のあるところはなかったです。

議長                    ありがとうございます。  
それでは、議案のほうに入りたいと思います。  
議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知についてを議題といたします。

事務局                議案第1号をごらんください。  
                          【議案第1号1番について 議案書を基に朗読】  
補足といたしまして、本解約は戦前からの小作地を当事者の合意に基づいて解約をするものです。  
                          以上です。

議長                    備考欄にもあります戦前からの小作地ということで、参考になればということで地元委員さんより意見をいただいております。よろしくお願ひします。

7番委員              この物件は、町道が小桜川のほうに出てきておりまして、そこが線路に挟まれて道路がということで、ちょっと狭い土地なんです。そのちょっと細長い、昔鉄道が買収したときの残地が細長くありまして、その部分で今管理だけをしている土地だったものですから、持ち主のほうとこの小作のほうにお話をして、町のほうに買収してもらえないかなという話を持ちかけましたところ、町のほうで道が広がるのでちょうどいいということで買収してくれることになったので、そういういきさつがあつて、両方ともこの物件に関しては快く承諾してくれました。買収するという、そういう前提があつたからだと思うんですけど、ということです。

議長                    双方のこの段階でのお金の動きというんはどんなんですか。  
7番委員              ないです。それはないです。  
議長                    ああそうですか。  
7番委員              だから、一応地主さんのほうに町のほうから買収すると。  
議長                    そういうことでございます。報告案件ということで、ご理解いただきたいと思ひます。  
                          続きますして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局                議案第2号をごらんください。  
                          【議案第2号1番から2番について 議案書を基に朗読】  
補足といたしまして、番号1は、譲渡し理由は農業の廃止、譲受け理由は経営規模の拡大となっております。  
                          番号2番は、譲渡し理由は労働力不足、譲受け理由は経営規模の拡大となっております。

以上、2件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平米も取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長

事務局より説明がございましたが、皆さんのほうから何かご意見、ご質問等ございましたらご発言いただきたいと思います。

これ、参考になったらと思います。神奈川県と、これは分け目であろうとするの。

推5番委員

それは、分け目でこういうようにやっておったんを、もう生前贈与で兄貴に全部渡すからというんで、生前贈与してもらうたんよ。それで、この人は●●●さんは●●●●●●の組合員でして、これを名義変更をしてから、今度●●●●●●が預かってつくる予定になっております。

議長

奥白方は、●●さん何かあったら、参考になるようなことが。

4番委員

この譲渡人はわしと、最初買うてくれという話になつとる。

議長

●●さんに。

4番委員

うん。

議長

有ったんやろう。

4番委員

うん。じゃけん、1月にここへ3条出したやろう、あのハウス。それで、あそこは境界をコンクリにしようとしたんよ。その辺のもう境界はもうええんやねんと、買うてつかと。それで、安いで今はと言うて。それで、ここを売るにも道がないと。わしの上と一緒にや。これは道がないんや。道って農道しかないんや、1メートルのな。それで、安いでと言うたんよ。それで、あそこはこれの家があるところをもろうたんで、これはどのぐらいで言うて、知らんけど言うんや。ほんなら構わんでって、もう見んでええけん買うてつかと言うんです。ああほんならまず●●さんに解約してもらわとて言うて、●●さん解約してもらうたんよ。それで、それらができて、3条に乗せるのに金額を決めたり、判をもらいに行かないかんと思ひよって、二、三日前になって、農業委員会の後2日ぐらい経って、わしが今度行こうと思ひよってしたら解約、ここでオーケーが出たんよな。それで、向こうからやってきて、えらいことができたんや。何なというて。家内が、●●さんが分けてくれえ言うのを忘れとったんよ。わしがいとるときに、

嫁さんと呼んで、●●さんに買うてもらわんかのうと言うとる。

議長 まあ言いわけやわな。

4 番委員 言いわけや。だけん、わし、これは筋が違うけん、よっぽどその場で言おうかと思うたんや。値段の面でまだはっきり決めてないし、それをわしに先に、これこれ言わなやっぱりいかんけえ、何とか何ぼか上げてくれと、そういうような話をしたほうが、わしは問題ないと。あそこをものすごくええ単価を出しとるわ。

議長 そういうことやろう。

4 番委員 それで、早やその後、あそこの県道に沿うて3畝ぐらいの田んぼが、背高泡立草が生えとっただろう。あれを買いに行つて道がつくから2枚買いに行つとるわ。ほんならもう道ができるきに、向こうから入れるだろう。それはまためちやくちや単価を出しとるわ。

職務代理者(3番) それは、狭いけんの。

4 番委員 おお、だけんあれは続きになったら1反ぐらいになるきんな。

職務代理者(3番) ええ田んぼやったら、なるわ。

議長 よくある話や。ポイントは差しでしよつたということ。それで単価でこうなつたということやな。

4 番委員 おお、それでわしもまた決めてなかつたな。まあ口で言うて、わしは買う気なかつたんじゃ。そういうことや。

議長 ありがとうございます。非常に参考になる話かなあ。現実的によくある話かなあと思います。参考にしてください。

4 番委員 やっぱり1対1でそれは中に入つとる人がおらんから。

議長 いや、あつてもやっぱりそれはある。元は取れん。じゃけどそれと人間性じゃわのう。

4 番委員 うん、人間性。

議長 参考にさせていただきたいと思います。

ほかに、皆さんのほうからご意見ございませんか。

(なし の声あり)

議長 特段ないようでしたら、議案第2号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 異議なしということで、議案第2号を承認いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題いたします。

事務局 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

**【議案第3号1番について 議案書を基に朗読】**

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由として、分家住宅となっております、まず農地の区分と目的については適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和2年9月1日、工事完了が令和3年1月31日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費、建築費で合計2,200万円となっております資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため開発許可の協議に該当しません。

以上1件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長 これは用途地域かな。

事務局 はい。

議長 議案第3号、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

(なし の声あり)

議長 なしということなので、議案第3号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 ありがとうございます。異議なしということで、議案第3号を承認いたします。

議長 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局 議案第4号をごらんください。

経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画になります。

土地所有者が香川県農地機構へ貸し付けをし、香川県農地機構が右側の欄に記されております借り手へ貸し付けをいたします。

貸付期間といたしましては、番号1番から6番、11番から14番につきましては、令和2年8月1日から令和12年7月31日までの10年間、7番から10番につきましては、令和2年8月1日から令和8年7月31日までの6年間の貸し付けとなっております。合計といたしまして14筆で1万717平米となっております。

以上の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。また、農業委員会の承認を得ますと、7月21日より公告縦覧となります。

以上です。

議長 何かご意見、ご質問等ございましたらご発言いただきたいと思いません。

(なし の声あり)

議長 特段ないようでしたら、議案第4号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 異議なしということで、議案第4号を承認いたします。

続きまして、報告案件ということで、事務局よろしくお願います。

事務局長 それでは、事務局より3点ご報告させていただきます。

1点目は相続届について、2点目は来月分の農地機構貸借案件について、3点目は令和元年度活動点検評価及び令和2年度活動計画についてです。

事務局

#### 【その他3点について事務局より説明】

事務局長

そうしたら引き続き、来月の予定についてご報告いたします。

8月の小委員会は、19日水曜日午前9時から会議室で行います。また、定例会を20日木曜日の午前9時から第1会議室で行います。小委員会の当番委員さん、それから推進委員さん、それから定例会の署名委員さんにつきましては、来週月曜日に農業委員の議席と推進委員さんの傍聴番号が決まり次第ご報告させていただきたいと思いません。

それから、先月お話のありました現職委員さんの今月が定例会3年目、要は最後になりますので、現職委員さんでの昼食会や新旧委員さんの顔合わせについてお話があったんですが、新型コロナの2次拡大が最近ニュースで話題になっていることから、大変申しわけないんですが中止させていただきたいと思いませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

それから最後になりましたが、先ほど申し上げましたとおり、本日の定例会が現職の委員の皆様と行う最後の会議となりましたので、一言お礼のご挨拶をさせていただきたいと思いません。

皆様改めまして3年間本当にお疲れさまでした。

平成28年度の法律の大きな改正を受けまして、農業委員会を取り巻く環境が大きく変化していく状況の中で、委員を務めていただきま



した皆様には大変なご苦勞をおかけしました。皆様のご尽力のおかげで、地域の農地が抱えるさまざまな課題を解決することができました。

農業に関しては全くの素人の私ですが、1年余りの間、農業委員会の仕事をさせていただきまして、農地制度の複雑さや農業が抱える課題を知っていく中で、地域の農業を維持していくためには、地域の農業に精通した委員の皆様の存在が必要不可欠であると、今さらながら感じているところです。

週明けの月曜日から、早速新しい3年間が始まります。引き続き委員を務めていただける皆様にとっては長い3年間の始まりとなりますが、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

また、本日で委員を退任される皆様も、これまでと同様に多度津町農業委員会にお力添えくださいますようよろしくお願ひいたします。

本日までの3年間、皆様本当にありがとうございました。お疲れさまでした。

ありがとうございます。

事務局

毎月出していただいている活動記録簿と管理簿についてですが、退任される方、7月分を私が事務局のほうから取りに寄らせてもらいますので、またよろしくお願ひします。

以上です。

職務代理者(3番)

長い間お世話になりました。ありがとうございました。またよろしくお願ひします。

議長

農業委員会はみんな、農業委員、農地利用最適化推進委員も、このメンバーが頑張らなと思うな。それを頑張って世話して、もう地域をできるだけ活動するように。いろいろあると思いますが、今後ともよろしくお願ひいたします。

以上で予定しておった議事案件、予定どおりでございますが、全体通しまして皆さんのほうから何かございましたら、ご発言いただきたいと思ひます。特段ございませんか。

(なし の声あり)

議長

なければ、これで閉会したいと思います。どうも長時間ありがとうございました。